

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所、大飯発電所及び高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正【5】）」

2. 日時：令和4年6月1日 10時30分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力企画部門

原子力企画グループ マネジャー◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料 組織改正他に伴う保安規定の改正について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから関西電力の美浜大飯高浜の組織改正の保安規定のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それでは、今日は提出いただいた資料に基づいて確認を行っていきたいんですけども、基本的にはもうこちらからの確認を適時進めていこうかなと思いますけど、
0:00:25	何か資料に、
0:00:26	説明こちらから特に何かしたいことってありますかよろしいですか。
0:00:33	関西電力の細野です。特にございません。よろしくお願いいたします。
0:00:38	はい。こちらから確認事項を、
0:00:43	何点かあるので進めていきたいんですけど、じゃあハタケヤマの方からですかね。はい。
0:00:57	原子炉規制庁の畠山です。
0:01:00	では、今回いただいております資料、パワーポイント資料に基づいて確認を進めたいと思います。前回、確認事項、何点かお伝えしていたかと思っておりますけどもそれで追加されたものもありますがちょっと、
0:01:15	全体を含めてですねちょっと今一度ちょっと確認をさせていただいておりますので、それに基づいてちょっと最初の方からちょっとまた確認をさせていただきたいと思っております。
0:01:27	いただいておりますパワーポイント資料の4ページ、まずちょっとお開きいただければと思います。
0:01:34	廃措置プラントにおける体制変更に関する記載のところですか。
0:01:42	お開きいただきましたかね、ちょっとまた進めたいと思っております。
0:01:47	今回の概要説明資料のちょっと記載の充実を図っていただきたい旨でちょっとコメントさせていただきます。
0:01:54	概要4ページの記載、体制変更の説明のところは、
0:01:59	ざっくり申し上げますと、廃措置工事課長管理課長と当直長を新設するというふうな記載が、まず説明がされているかと思っておりますけども、
0:02:10	今、
0:02:12	下の方に書かれております。図面上だと、業務が移管される。
0:02:17	ような矢印はなされていて、後、今までの御説明も、
0:02:22	新設させた上で、業務を、従前の
0:02:26	機械工事グループ等から移管させるというご説明だったかと思っておりますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	今、文面上だけで見ると、新設させることだけのちょっと御説明になっているかと思っております。ですので、現行の職位、
0:02:41	機械工事グループだったり金課長、当直課長からですね、廃止措置に関する業務移管するというちょっと御説明のほどですね、説明の充実を図っていただきたいと考えております。
0:02:52	ちょっとその旨、記載の充実を図っていただきたいと思いますが関西電力から、
0:02:56	このところにですね、修正の
0:03:00	要否も含めてですねちょっとコメントいただければと思います。
0:03:06	関西電力の乾です。ご指摘ありがとうございます。廃止措置に関する業務を移管するということで4ページに追記をさせていただきたいと考えてございます。
0:03:18	はい。はい、ありがとうございます。こちらのページからに関しては、コメントは以上になります。
0:03:26	前回コメントさせていただいておりました共用設備の分担のところですね、ちょっと確認をしたいと思っております。
0:03:35	開いていただいたページ飛んで42ページの方ですね、お開きをお願いいたします。
0:03:46	まずちょっと事実確認でございます。
0:03:49	今回追加いただいております資料の真ん中の方ですかね。発電室長の元当直課長が実施するものと当直長が実施するものと書かれている。
0:04:00	いてその真ん中のところに矢印の方で、
0:04:04	青字矢印で、
0:04:06	それぞれの矢印が引かれていてその下に、すべての共用設備を両者で分担と、まず書かれているかと思っております。
0:04:14	これは
0:04:15	当直長の業務と当直長の業務は、それぞれ5条のほうで明確に職務が分担されていて、重複しないというご説明をされているという理解でよろしい良いかちょっとまず事実確認させてください。
0:04:31	関西電力の細野です。ありがとうございます。今の畠山さんのご理解その通りでございます。
0:04:38	はい。ありがとうございます。
0:04:39	それを踏まえてちょっと明確に確認をさせていただきたいところがあります。例えば、今、当直課長が実施しております、例として、
0:04:49	補助ボイラーだったり開閉所設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	そういうものが上がっていたり、
0:04:54	当直長側では淡水系と飲料水系等々ちょっと上がっているかと思いません。
0:04:59	で、これらのその分担の、
0:05:02	そうですね、これ、どのように分けられているかのちょっとご説明をいただきたいと思っております。例えばこの設備ごとに、工事計画の方で、
0:05:13	3号設備であります。
0:05:14	ただこの123号共用ですということが明確にされているであつたり、或いはこの設備ごとに、下部規定のところですね、明確に、
0:05:25	どの課長が管理をするということが明確化されているなどで、ちょっとその共用設備は誰がどのように管理をするというのは、
0:05:32	どのように仕分けがされているのか、ちょっとそこのご説明をいただければと思います。
0:05:43	関西電力の細野です。今のご質問の回答としては公社側の下部規定で期待、規定しているという回答になります。回答は以上になります。
0:05:59	伊勢規制庁タキヤマです。歌舞伎の方で記載されているということですね承知いたしました。ちなみにちょっと、
0:06:06	冗談規制である工認側では明確にはなっていないということによろしいでしょうか。
0:06:15	関西電力の細田です。その通りでございます。
0:06:32	原子炉規制庁のタキヤマです。まず下部規定で分けていることを承知しました。その上で、開け方の考え方というのは、どのように分けられているん。
0:06:42	ものでしょうか。ちょっとその考え方をご説明いただければと思います。
0:07:14	関西電力の小高でございます。共用設備の運転炉と廃止措置料の分担につきましては、従来と変更するものではございませんが、
0:07:26	場所でありましたりとか、配置、設備の配置等によりまして、運転炉それから廃止措置の方で、共用設備の分担を行っております。以上になります。
0:07:44	はい。説明のほどは承知しました。
0:07:49	今回パワーポイントの方では
0:07:52	両者が分担していることは、小路鳥飼はできるんですけどもその分担の考え方といったところはちょっとメインに読めないところかと思っております。ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	この資料中にちょっと充実を図っていただきたいと考えている内容として、まず、両者分担して明確になってますということは承知したんですけども、その考え方ですね。
0:08:15	どのように分けているのかというところ内容については、今ご説明のあった内容を含めてちょっと充実を図っていただいて、それがわかるようにしていただければと思います。
0:08:31	後で止めてることも含めてちょっとご説明いただければと。
0:08:38	関西電力の笠間です。承知いたしました。
0:08:49	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:11:07	石津規制庁の畠山です。2点確認をしたい点はついついていただきたいというちょっと申し上げたいと思います。
0:11:15	今お話ししました共用設備の分担に関する内容です。衛藤。
0:11:21	今回先ほど、
0:11:23	配置状況であったり今設備の、
0:11:26	の使用状況とかでしたかね、2、基づいて役割分担を下部規定で定めていますというご説明があって、それについては、ついでにいただく。
0:11:35	旨でコメントいただいたものかと思います。で、それに加えてちょっと、
0:11:42	今回、対象設備の例として挙げられております。
0:11:46	例えば補助ボイラーが、
0:11:48	具体的にどういう理由で、
0:11:51	3号炉、うん。
0:11:53	分断されているのか、特高開閉所はどのような理由なのか、配置状況なのか、設備の利用状況なのか。
0:12:02	飲料水であったり淡水整形とも同様ですね、配置が1号側に近いからそうにしているのか、1号で使用頻度が高いからなのかというところがですね、わかるように、ちょっとこの例示で挙げられているものはちょっと、
0:12:15	明確化していただければと思っています。まず1点目、いかがでしょうか。
0:12:23	コメント等あればお願いします。
0:12:28	関西電力の細野です。特にございません。承知いたしました。
0:12:34	ちなみにこの特高開閉所、どういった理由でしょうか。これは場所ですかそれとも利用状況ですか。
0:13:00	深山におけます6日すいません関西電力の小高でございます。美浜発電所の特高開閉所設備の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:11	これは運転炉側の東條課長の方で点検しておりますがこちらにつきましてはその場所ですとか、あとその利用状況、そういったものを考慮して3号側の方に設置、
0:13:25	担当しているものになります。以上でございます。
0:13:30	後、原子力社長竹山です。今のご説明は、配置と設備状況を総合的に勘案するというご説明でしたかね、それとも、どちらかが気になってますか。
0:13:42	配置が気になってるのか設備状況になってるのか。
0:13:45	そう。総合的な判断か、そこってのが明確になってんでしたっけ。
0:13:54	配置ですとか使用状況とか、その総合的なものということで、運転の方の方で点検しているものということで考えております。
0:14:08	申し訳ありません、関西電力の小高でございます。
0:14:12	少々お待ちくださいニシウチハタケヤマ少々お待ちください。
0:15:25	原子力規制庁はタキヤマです。御説明承知しました。
0:15:29	配置状況とか設備状況を踏まえて総合的に判断ということでしたので、他の対象設備も同様かなとは思いつつも、
0:15:37	考え方は承知したので、その考え方がわかるように修正いただければそれで結構かと思えます。
0:15:44	1点目は以上になります。で、
0:15:47	2点目ちょっと確認をさせていただきたい点は、
0:15:50	今回、
0:15:51	変更をかけますと言っている。
0:15:56	本件の中の十四条のところですね。
0:15:58	14条のところ、
0:16:00	樹脂点検が、
0:16:03	定められているかと思いますがその中で、
0:16:09	次の施設及び設備において点検を行う、実施においては120条3項3系統、
0:16:17	120条の3、3、
0:16:19	項に定める観点を、
0:16:21	含めて行う。以下本条において同じ記載があるかと思いますが、その下のところに、
0:16:26	(1)(2)(3)と、それぞれ設備があります。ここの中に共用設備ってありますでしょうか。例えば(3)の電源設備、
0:16:34	どこが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	特高開閉所に該当するとか。
0:16:38	そこはどのように整理されてるかちょっとご説明ください。で、それを踏まえてその第2編の方ではどのように規定されているかということも含めて、ちょっとご説明いただければと思います。
0:17:21	関西電力の辻川でございます。今ご指摘いただいた14条の巡視点検のところでございますけれども、まず、1項で定める、
0:17:31	例示いただいた電源設備等共用設備が含まれているものと認識をしておりますそれから、もう1点、教えていただいた人間、
0:17:40	との関係というところのすみませんちょっと意図が掴みきれなかったんですけれどもすみませんもう一度、お願いできますでしょうか。
0:17:49	原子炉規制庁のタキヤマです。すいませんちょっとご説明が不足しております、大変失礼しました。
0:17:54	第十四条の方での規定としては、大きく分けて、巡視することと、
0:18:03	(1)から(3)の内容を点検するということが含まれているものとまず認識をしております。で、
0:18:10	それを踏まえて、
0:18:12	第2編側で言うと148条ですか。
0:18:15	そちらの方ですと、巡視にかかるものだけ規定をされているものと、
0:18:21	まず認識していて、
0:18:23	先ほどで言う電源設備とかの点検というものは、
0:18:28	まず規定はなされていないものかと。
0:18:32	考えております。
0:18:34	今、先ほどコメントいただいたところでいうと、(3)の電源設備は共用設備が含まれるということをご説明いただいているかと思っておりますので、
0:18:44	共用設備の点検というものは、
0:18:48	少なくとも148条の中では読み取ることはできませんが、これはちょっと保安規定上、第2編としてはどのように読み取ればよいかのちょっとご説明いただきたいというのが趣旨でございます。
0:19:05	関西電力の辻川でございます。
0:19:09	14条の1. 側は巡視と点検という行為もあって、2年のはいイシイ側はですね
0:19:21	まず、点検というものがなくてこれは、
0:19:25	確かに炉規則を受けた規定だったと思うんですけれども、巡視のみを定義しているところがまずちょっと1点と2年前違いというところがございますそれから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	その上で、おそらくご指摘の趣旨は 2 編でどう読むのかというところだと思しますので、ちょっと、
0:19:47	少々お待ちくださいそれについて確認させていただきます。
0:20:59	関西電力の辻川でございますお待たせして申し訳ございません、廃止措置側の巡視の規定でございますけれども、原子炉施設を重視するということの中です、共用設備が入っていると解しております、そこは、
0:21:15	従前よりすることとして、3 ボール担当、
0:21:19	1 号炉担当の当直課長が点検を遵守をしていると、ということからそのように解釈をしております。以上です。
0:21:32	原子力社長タカマツあの理解が正しいかだけちょっと、こう理解しましたということでもっとコメントをしますけれども、
0:21:40	まず、規則上、廃措置の方には、巡視のみが求められていて点検というところが求められていないですと、ですので、
0:21:52	今、
0:21:53	パワーポイントの 42 ページ上だと巡視点検の対象設備の例で書いてありますけども、
0:21:58	変形はないと理解をしました。で、
0:22:04	1 号炉の方では共用設備である電源の方が巡視と点検がそれぞれなされていますけどもそれは
0:22:11	第 2 編で求められている巡視に包含されている。
0:22:15	ので、
0:22:17	ダイヘン側で、特段何か点検が出てくるわけではないと。
0:22:21	ということでまず理解しました。違いがあれば、
0:22:25	ご指摘いただければと思います。
0:22:45	関西電力辻川でございます。ご理解の通りだと思っておりますただちょっとすいません我々、スライドの 42 ページのところ、ちょっと巡視点検という言葉です。
0:22:56	そっち側も変えてしまって少し、
0:23:01	を混乱させるような記載をしましておりちょっとその点申し訳ございません。以上です。
0:23:08	水木市長タキヤマです。
0:23:13	そうですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	趣旨が、本当そごがないように、必要に応じて修正の検討を図っていただければと思いつつ、ちょっと少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。
0:26:33	規制庁西内ですけど。
0:26:36	ちょっとすいません確認ですけど、どう。
0:26:41	さっきのハタケヤマむの確認は、結局 2 編における点検の位置付けてどうなってるのっていう話だったと思うんですけど。
0:26:51	その回答で、
0:26:53	そもそも 2 編、
0:26:56	廃止措置側の方については炉規則で巡視について記載してねとされているので、巡視について記載をしています。
0:27:06	ただ意味合い的にはその点検っていうものもその巡視っていうものに含むと思っています。そういう回答でしたかねまず。
0:27:36	関西電力辻川でございます。
0:27:39	ちょっと申し上げたかったのは、
0:27:42	今回対象としている共用設備は、一辺では巡視点検の対象であって、それを当直課長と当直長で分担をしますと。
0:27:54	で、2 編側から見ると、巡視の対象なんですけれども、巡視点検をすることで日本側の遵守も包含されていると。
0:28:06	我々申し上げたかったのは、
0:28:08	そういうことなんですけど、それでオオタになってるでしょうか。
0:28:11	規制庁西内です。今おっしゃったようなまさにこの概要、説明資料の 42 ページで言っている話で、今回、共用設備で、
0:28:22	点検側の対象になるものはすべて 3 号側によりますってそういうことですかね。
0:28:36	監査役辻川でございます。ご理解の通りで結構かと思えます。
0:28:40	わかりました。そこに関しては特に、もう本筋は明確だと思うんですよ。で、一方で、じゃあ、ちょっとこれは共用から 1 回ちょっと離れてですけどね。
0:28:50	は離れた話ですけど、
0:28:53	要は 12 号設備、
0:28:56	まさに廃措置でしか使わないような性能維持施設とかがあると思うんですけど、そういったものの点検行為って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:03	どこで呼んでるんですかっていう質問も多分ハタケヤマの中には入っていて、ハタケヤマその中には含まれていると思うんですけどその部分ってどういうふうを読む読んでるっていう理解でしたっけ。
0:29:41	関西電力辻川です。少々お待ちください。
0:31:08	関西電力の中でございます。江藤先ほどご質問いただきました。性能維持設備に関しましては、
0:31:18	この巡視の2編側の順椎野148条の中において、
0:31:28	東条部長が廃止そちらの当直長が受注を行ってる人が、整理になっている、おります。以上でございます。
0:32:04	規制庁西内です。
0:32:09	とりあえず説明は理解しました。ちょっとうちの方でもちょっと考えてまた何かあれば、次回以降、必要があればヒアリングでお聞き、確認したいと思えます。
0:32:20	続けて、次の確認事項で大丈夫ですよ。この件はよろしいですか。
0:32:26	ないよ。
0:32:34	原子炉規制庁畠山です。ちょっと次の話進む前に先ほどの巡視点検の42ページの記載のところ、
0:32:44	点検要らないんじゃないのかみたいな形でちょっと
0:32:48	その雰囲気ですと、
0:32:50	話をしてしまいましたけども、
0:32:52	私今、12号の設備である淡水設備も、これは点検も含むということで、本規程上明確だということであれば
0:33:00	修正は風量をなのかなと思いますちょっとここが適切かどうかちょっと、もう一度ちょっと関西電力の方で、イトウまた検討いただければ幸いです。ちょっとすいません先ほど
0:33:14	誤ったように表現したかもしれないのでちょっと一応訂正です。
0:33:23	関西電力辻川でございます今、畠山さんご指摘の通りで、
0:33:28	間違いではなくてですね。
0:33:32	この42ページで書いてる、1号炉側の系統の対象設備で、もう巡視点検の対象。
0:33:40	1号目線認定炉1号じゃないすみません、運転炉目線、一遍目線と言えば巡視点検の対象なんで、そういう意味ではちょっと直さなくてもいいのかなっていうのはちょっとこちらでもお話しておりましたけれども、いずれにしてもちょっと、
0:33:53	記載見直しも含めて、考えさせていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:02	石田竹山です。趣旨は承知しましたこちらでもまだ内容確認をした上で、必要があれば、
0:34:10	改めてちょっとコメントはしたいと思います。ちょっとまずは資料の修正のほどお願いいたします。
0:34:25	では続いて、次のページ。
0:34:28	ですね次のところに確認を進めたいと思います。
0:34:32	資料の 44 ページをお願いいたします。
0:34:41	させていただきます。
0:34:43	44 ページのところでは各課室長の整理をいただいております、いるかと思えます。ちょっとこのところで、
0:34:49	一部掘みきれていない部分があるので確認をさせていただきます。
0:34:56	右下のところでは、見直しの方針が書かれているかと思えます。この中で、
0:35:03	第 1 編としては当直課長というところ、各課室長括弧当直課長除く除くの部分に、当直課長に加えて当直長を追記するというので、まずここは、
0:35:17	理解をしつつ、その下の括弧書きで第 2 編では当直課長フクマないことを明確化する。
0:35:24	と書かれています、
0:35:27	この
0:35:28	明確化するのは具体的にどのように記載されるのかをちょっと確認をしたいと思えますこれは第 1 編で書かれているように、
0:35:38	当直長除くとなるところに当直課長を含めて記載するということなのか。
0:35:43	それとも別のやり方をとるのか、ちょっとここがよくわからなかった、
0:35:48	ご説明いただければと思います。
0:35:54	関西電力の辻川でございます。
0:35:57	まずご理解の通りです。2 編側では、現状を各課室長、当直長除く、
0:36:07	当直課長括弧 1、1 号炉側の当直課長除くって書いてるところですね、
0:36:16	3 号の当直課長を含まないことを明確化するとすなわちいっぺんのを裏返しのような形での反映を考えておりますけどちょっとすいませんスペースの関係で、
0:36:26	ちょっと誤解を呼ぶような書き方になってしまっている点については申し訳ございません
0:36:32	原子炉についてはタキヤマです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	となりますと、
0:36:36	最終的な記載としては、
0:36:39	1 編も 2 編も各課室長、括弧、当直課長及び当直長除くとなると理解してよろしいですかね。
0:36:48	関西電力辻川です。ご理解の通りです。
0:36:51	承知しました。今の記載の趣旨は理解をしました。
0:36:57	その上で、この
0:37:01	記載を見直す条文として、
0:37:04	今 18 条シリーズちょっと挙げられているかと思います。この 18 条のところで、
0:37:10	確認をさせていただきたいのは、
0:37:13	今 10、
0:37:15	はい。
0:37:16	例えば、18 条でいうと火災の発生の、
0:37:21	整備のところで、
0:37:23	第 2 項は、各課室長当直課長除くというふうな規制でここに当直長が入るかと思いますが、
0:37:30	例えば 4 項のところで、各課室長はという主語になっている部分があるかと思います。ここの各課室長の中には当直長を含むのかどうか、ちょっとその、
0:37:40	確認をさせてください。
0:37:48	関西電力辻川でございます。
0:37:52	ちょっと今、
0:37:53	例示いただいた 18 条の
0:37:56	4 項の各課室長の
0:37:59	ここは当直長を含む場合もあろうかと考えております。ただ、ちょっと今回、各課室長と丹に定義しているところをですねつぶさに見ていきますと、
0:38:17	話も
0:38:19	全部当直長と含めた定義となっているか或いは、他の既認可から規定している各課室長を含んだ形で読むのが適切かという点につきましてはどうですかね、
0:38:32	どちらかといえば一般用語的に今回加賀室長というものが保安規定上定義されているのかなと我々思っております、そういう観点からですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	パワーポイントの方でも 44 ページにおきまして今回の対象としましては、
0:38:48	各課室長、括弧、何々を除くと、明示的に行為者を限定した記載として いる情報、前回のヒアリングでご指摘いただいた 87 条等がまさにそう なんですけれども、
0:39:01	そういうところを対象に今回、
0:39:07	明確化をしたいということで対象情報をピックアップしております。以上 です。
0:39:26	少々お待ちください注記いただきます少々お待ちください。
0:43:07	水木市長タキヤマです。お待たせしました。まず、趣旨としては承知をし ました。各課室長はという主語になっている部分については、
0:43:19	ある種、公社全体を指していて、限定をする記載ではないというところで 理解をしましたので、
0:43:28	他方それが、
0:43:30	明確にできるもの。
0:43:33	で、大前提としてはその第 5 条のところで、職務の分担がなされてい て、と。
0:43:39	いう
0:43:42	市長はって言われたときに、
0:43:44	具体的にどういうふうなことがやるのかっていうのは、ある種、下部規定 で定められるものの、
0:43:50	そこのエッセンスとしては、五条である保安に関する職務のところ で明確化しているからこそそれができるものだと。
0:43:57	認識をしております。その観点で、
0:44:02	当直長と当直課長というのは、
0:44:05	12 号がどっちをやる、34 号は、どっち。
0:44:10	美浜だと 3 号ですね、美浜は 3 号だと思いますけども、どっちがやるっ ていうのは、
0:44:15	どのように、
0:44:17	5 条の記載、或いは 141 条の記載では読み取ることができるのかちよつ とそこはご説明いただけますでしょうか。
0:45:04	関西電力辻川でございます。
0:45:07	今のご指摘の趣旨というのは、
0:45:11	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:12	例えば、当直課長であれば、美浜であれば3号、大飯であれば34号、当直長が12号を、主に見るといことが、
0:45:25	5条の規定上明確ではなくってそれは、
0:45:30	どこで明確化されるかというか担保されるかというか、そういう趣旨でしたでしょうか。
0:45:37	その通りです。衛藤。
0:45:39	この各課室長が火災の影響により、可能性を判断した場合というところで例えば転勤をしている最中に、火災の影響を確認しましたということであれば、おそらく当直課長であったり当直長が判断するといことが、
0:45:53	あり得るんだらうと思いますけども、
0:45:55	保安規定上、じゃあそれが12号の課長は誰です、34号の課長代理ですっていうのっていうのは、
0:46:03	規定上どう、どう読めばいいんだっけ。
0:46:05	っていうが今わからず、
0:46:08	例えば当直課長は数34号を指すということであったり、当直長12号の当直業務といことが、
0:46:17	メインに書いてあれば、
0:46:19	そこで自明であると。
0:46:21	発言できるかと思うんですけども、今の規定上は、お互いを裏返しに規定はされていて、ある種その
0:46:28	役割分担ができて理解できるんですけども、どっちがどっちを担当するかまではちょっとメインに書かれていないかなと思ってて、その観点ではちょっと、
0:46:38	どこで、
0:46:40	345であること、或いは12号であることが明確化。
0:46:43	実施されているといえるのかってところのちょっと確認でございます。
0:47:28	わかる。
0:47:30	関西電力辻川でございます。
0:47:33	本規定上の整理といきますとご指摘の通り5条では東條課長と当直長、テレこのような形で、証拠も定義しておるんですけども、
0:47:46	そこは我々組織、
0:47:47	上

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:51	運転炉側は当直課長で、廃止措置炉側が当直長ということなのと、保安規定上 10 日という観点でいくと、例えば運転管理の主語は当直課長。
0:48:05	だけですし、来添付 2 とか添付 3 もその当直課長主体で定義をしているというところから
0:48:16	ということになってしまうのかなと思っております。ただ、ちょっと我々人雲を例申請する時にちょっと気にしたのはですね
0:48:25	明確にその 12 号の
0:48:29	施設を担当します或いは 3 号、ないしは 34 号の施設を担当しますといった形でですね、当直課長当直長それぞれの職務を規定し、してしまうと、先ほど来
0:48:40	事実確認いただいた、共用設備の話とかが、ちょっとうまく表現しきれないのかなあとと思ひまして、ちょっと申請時点の考え方といたしましては今のような形で職務を定義していると。
0:48:54	いうところでございます。以上です。
0:48:58	原子力成長ハタケヤマです。まず仮にその 12 号という言葉を追記したり 345 記載した場合に共用設備の記載の、
0:49:07	ところが、
0:49:09	かえって不明確になるという趣旨、理解しました。で、
0:49:13	小出当直長というところは、
0:49:15	一辺側ではちょっと読みづらい、いいもの。
0:49:20	2 辺であれば、例えば廃止措置管理課長のもとに置かれることが、組織上明確になってるので 2 辺であれば、
0:49:31	必然的に 12 号を指すというところで、
0:49:35	ある種、いえるかなとは、
0:49:38	どうもちょっとっては、言います。
0:49:42	阿保所長お待ちください。
0:52:53	規制庁西内です。ちょっとすいません、最初に確認したことかもしれないけどもう 1 回お聞きしたいんですけど。
0:53:00	さっきの回答の中であった 5 条の職務内容に、1 号と 2 号 3 号っていう単位で書こうとすると、共用の扱いを含めてちょっと煩雑になるので、
0:53:10	こういう書き方をしていますっていうところの理解はすごいできるんですよ。で、
0:53:14	その上で今、例えば申請書等、申請書どこでもいいんですけど 18 条シリーズの例えば火山とかその他自然現象でもいいんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:24	2 項、
0:53:25	だと。
0:53:26	各課室長加古当直課長除くって書かれてて、ここには当直長も多分は追加されるっていう話だったと思うんですよね。
0:53:34	で、
0:53:35	一方で、3 校ないし 4 校だと、この各課室長は、形になっていてそもそも除かれていなくて、この関係をもう一度確認してもいいですか。
0:54:05	関西弁ツジカワでございます
0:54:08	今ご指摘いただいた十八条の火山とか、
0:54:12	等その他自然災害、オカも含めてですけども、
0:54:17	どちらかといえば
0:54:21	括弧当直課長除くって書いてるところが、ちょっと徳田して書いてるのかなという理解でしてこれいずれも
0:54:32	社内標準というか、下部規定の文章を作るっていうところの、行為者を規定しているところで、ルールメイキングするようなところの話なので、
0:54:42	それは当直業務をやっているものではなくって、日勤隊の職員がやるところを明確化するために、
0:54:53	徳田氏で書いてるという理解をしておりますそれから、ご指摘の通り、ここを当直課長及び当直長を除くといった形で明確化をしたいと考えてございます。以上です。
0:55:06	規制庁西内ですちょっと私が理解できてないところが、
0:55:13	ちょっと保安規定上の記載は 1 回置いといてですね。
0:55:17	2 項は、実際当直 2 項のこの業務、今ちょっと火山の条文で見えますけど、
0:55:24	2 項の、
0:55:25	実際この体制とか手順の整備っていうのは当直課長と当直長はやらないっていうことが今の説明だったと思うんですよね。で、3 項の、実際に第 1 項のそもそもの計画に基づいて活動を実施しMaaSで手順遵守させますっていう、そのルールの部分だと思うんですけど。
0:55:43	この部分には当直課長と当直長が入ってくるんですけど。こないでしたっけ。
0:57:00	衛藤監査役の辻川でございます。お待たせしてすみません
0:57:03	ちょっと今確定的にお答えすることができないというのが、申し訳ございませんちょっと。
0:57:11	サイトウになってしまいます作ったルールに基づいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:18	どのか室長が
0:57:21	対応するかっていうちょっとそのルールに依存したりするところもございましてちょっとすいません今例えば火山例示いただいてるんですけどもちょっとその規定をつぶさに把握できていないのでちょっとすいません、こういう回答でございます。
0:57:35	ちょっと何となく、趣旨が、何か回答された趣旨が何か理解できてきた気がするんですけど。
0:57:43	あれですかねこの 18 条シリーズでいうと、そういった行為者をまずもって保安規定で明確にしているものではなくて、
0:57:51	強いて言えばその全体取りまとめの者とかは、明確にしておいて、その全体取りまとめをした者のもとで、各課長が必要なことをやりますよねっていうそういう概念を規定しているもの。
0:58:04	ていうそういう理解ですかね。今説明されたかった趣旨は、
0:58:09	ちょっとずれてますかそれちょっと、
0:58:13	関西で幾つかでございますすみません、もうまさに、
0:58:18	を持ってるところをちょっと言語化していただいたような形なんですけれども 18 条で言えばですね、
0:58:24	ルールメイクをするプランのところ、それから、チェックアクションの定期的評価のところですね、ここはしっかり今回 Ss-D の分担見直しに伴って多少紹介するところありますけれども、明確化していて、
0:58:39	それに基づくところの各課室長っていうところはもう原則今おっしゃっていただいたような形での整理かと我々も思っておりますんで、ちょっと加えて申し上げますと、
0:58:50	もともとのご指摘の共用施設の分担につきましてもですね、そういった
0:59:00	認識でしてというのは下部規定等でですね我々しっかり設備ごとの担当っていうのを定めてますんでそういった点ところで明確化しているものだという、そういう認識でございます。以上です。
0:59:16	規制庁西内です。18 条の部分の何か部分は、とりあえず関西電力が説明したいことはさっき繰り返しですけど何か理解できた時はします。で、
0:59:27	衛藤。
0:59:31	その上でだから 18 条単位で行為者を具体化する必要がどこまであるかっていうところですけど、
0:59:37	基本的にはなんて言うんですかね。
0:59:40	この職務内容、あと行為者っていう意味でいうと、大事なのはその責任、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:45	というか責務の範囲、まだ職務の範囲ですよ、そういったものがちゃんと明確にされていることっていうのは、それはもう重要なファクターだと思うんですよね。
0:59:55	保安規定上っていうのもその保安規定でそもそも明確化されてなければ、じゃあ下部規定で何やってもいいんですかって話になってくるじゃないですか。やっぱりそこは一つ押さえておくべきポイントだとは思ってますよね。
1:00:06	そういう意味では、当直課長と当直長以外の各課長の業務とかは5条で、割と丁寧に書かれてる部分もあって、割と明確になってる部分だと思うんですよ。
1:00:17	だから、5条で明確になっていて、
1:00:20	ホソノ5条で明確にした各課長のが、実際に18条とかの各課長のルートで出てくる。
1:00:27	だから18条とかそういう概念的なある実施者っていう意味合いでの規定ぶりでもうちゃんと保安規定上責任範囲での職務内容が明確になっていて、
1:00:36	下部規定でその中で、それに基づいてしっかり対応していくっていうだけだと思うんですよね。
1:00:41	というふうにちょっとまず18条に関しては、大ざっぱな理解をちょっと今したところです。で、
1:00:47	その上で、当直課長と当直所にその話を持っていったときに、さっきの共用設備の考えもあってちょっと書き方難しいねって話をされてたんですけど、
1:00:56	ちょっとけ、ちょっとそういう意味合いで同じように考えていくとちょっと5条で明確なのかなっていう部分にちょっと疑問が残るんですよね。
1:01:05	ていうちょっと考えから来てるものでした。
1:01:08	まず、こっちが確認したかった趣旨は理解されますし、いただけましたかね。
1:01:23	衛藤監査役辻川でございます。おっしゃってる問題意識は、すいません我々も、
1:01:30	すごく私は、すいません何となくって言葉がちょっと恐縮ですけど、
1:01:37	理解はできたつもりです。ただ、ちょっとやっぱり、5条、
1:01:43	どこまで明確化できるかっていう感じでもあると思ってまして、職務と申しまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:52	当然責任、権限と明確になってることが保安規定上必要なのはそれは全く異論ございませんし、我々承知しているところでございます。その上で、職務の記載っていうのは、概説的にですね
1:02:07	規定しているものであって、ちょっとそこら辺の
1:02:14	バランスといいますか、どこまで詳細に描きを上げていくのかなっていうところは、ちょっと我々も悩みながら、申請を、特にここはですね、したところで、何とか書けないかといういろいろ
1:02:28	中で議論をしていたんですけども、工場の記載としてはですね当直課長当直長、少なくともこのように規定しておけば
1:02:36	疑義は全く生じない記載になっておりますし、下部規定できっちり明確化することによって、業務を的確に遂行できるんで、保安規定上どうかって言われても、そこはもう 1.2 編を見れば、
1:02:51	当直長が主として、運転炉、当直長が 12 号、それは廃止措置管理課長の方。
1:02:58	ラインから来てるところからもわかると、そういう整理で我々考えたものでございます。以上です。
1:03:05	規制庁西内です。
1:03:12	確かに、
1:03:14	おっしゃる通りで、あれなんですよ。
1:03:17	互助にどこまでかけるかっていうと、今の共用設備の話踏まえて、これ以上かけるのかって言うのは、
1:03:24	ちょっと個人的には僕も持って行って、
1:03:27	そういう意味で言うと、まずさ、繰り返しおっしゃっていただいたようにですね、設計責務、責任の範囲、職務内容が明確化されていることは大事であるというのは関西電力としても考えていると。
1:03:40	で、そういう意味でいうと、5 条においてはまさに責任の範囲を明確化するっていうので、当直長と当直課長はお互いに要は所長的には干渉しない。
1:03:52	設備た何か車の設備単位とかで業務分けていくものであるっていうことが明確にされてるっていうこととまず理解をしました。だからそこは関西電力としてもクリアできていると思っていますと。
1:04:05	その上 18 条との関係ですけど、
1:04:09	じゃあ 18 条との関係は、結局あれなんですよちょっと。
1:04:14	すいませんさっき私は東条課長と当直長の関係でちょっと言いましたけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:17	結局そもそも当直課長当直長の
1:04:21	2人か393項4項にどう関係してくるのって話なんですけど、それはあくまで、
1:04:28	12号3号とかそういう話ではなくて、そもそも
1:04:32	職務で今うたっているような、
1:04:36	原子炉施設の運転に関する業務っていう範疇において、必要であればどういう業務が出てきますよ、18条で言うところのどういう業務が出てきますよ。
1:04:47	で、そういう読み方をすればいいということですかね。
1:04:54	浅井カツジカワでございます。今おっしゃっていただいたような理解かと思っております。
1:05:01	規制庁西内です。そういう流れであれば何となくちょっと理解ができたなっていう部分あって、一方で、やっぱりじゃあ、実際当直課長と当直長ってこのグループに関係するのしないのっていうところのちょっと回答を明確にもらいたいなと思っていて、
1:05:15	そこはちょっとまた別途、今慣例にした時にちょっとお答えが難しいって話はあったんですけど、
1:05:21	概要説明資料の多分ところで、
1:05:24	どういう業務を誰がやるのっていうところをまさにいろいろ整理してもらってると思うんですね。ここに含まれるか含まれないかの具体的な部分はちょっと回答は欲しいなと思ったんですけど、これは次回のヒアリングとかでもいいんですけど、
1:05:35	もうそれは大丈夫で、お願いできますか。
1:05:48	原子炉規制庁畠山です。ちょっと横から失礼します。ちょっと今、例示後、18条シリーズのところまで各課室長、今、西内の方から整理、
1:05:57	した発言したこと、指定しているかと思えますけれども、ちょっと具体的な例示でちょっと、含まれるかどうかの確認をさせていただく。
1:06:07	たいんですけども。
1:06:08	例えばその火災であれば、第4項で、
1:06:11	各課市長は、火災の影響により重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、
1:06:16	ドイツかと思えますけども、
1:06:19	例えば、いわゆる共用設備である。
1:06:26	共用設備のところですね火災が起きて、
1:06:29	それを当直長が確認をした時に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	当直長が判断をする、要は 4 項に係る部分が起こり得るか起こりえないかでいうと、起こり得るますでしょうか。ちょっと具体的な例示の確認です。
1:07:07	入ってます。
1:07:29	監査役ツジカワでございます。18 条の 4 項でいけば当直長が
1:07:36	当たる場合もあると思っております。
1:07:40	承知しましたということでありますといわゆる 5 条で定められている保安に関する職務のうち、当直長でいうところの、
1:07:48	原子炉施設の運転に関する当直業務の範疇で、何かしらの判断
1:07:53	しなければならない。
1:07:54	場合があった場合は、
1:07:56	当直長が実施する。
1:07:58	というところで回答者ルール業務として含まれるんでイエスになると。
1:08:04	いうことでよろしいでしょうか。ちょっとその辺りの整理を、
1:08:08	付け加えていただいて、ご説明。
1:08:11	この資料に充実化いただいた上で、その上で必要があればヒアリングを実施するという形かなと思いますが、
1:08:19	ちょっとまずその認識が共通かどうかの確認をさせていただきます。
1:08:35	もう関西電力辻川でございます。イメージは承知しました。
1:08:41	で、ちょっと我々もこれ、今のご指摘の 4 行とかは、これ十八条の各シリーズ共通的に記載してるようなもので、この辺は
1:08:53	わかりやすいんですけれどもちょっとその他のところは
1:08:59	しっかり確認させていただかないとわからない点もあろうかと思しますのでちょっとそこは、事実確認をさせていただきます。その上で、アウトプットのイメージとしては、
1:09:12	もしかすると、各市町に当直長が
1:09:17	入ってくる場所と入ってこない場所みたいなのが出てくるのかなとも、ちょっと推測はしておるんですけれども、それ、仮に入ってこないようなところが出てきたとしても、
1:09:32	今、イトウされてるのは、これはちょっと各課室長って単に書いてるところを直ちに一步、それをつぶさに一つ一つ見に行っていくようなことは、
1:09:44	想定はしていないんですけれども、この整理のちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:50	趣旨というか、嘘、そういう意味でちょっとそこを掴みかねておるんですけどもそのあたりちょっとどういったイメージかもし今あればお聞かせいただけますでしょうか。
1:10:09	少々お待ちください。
1:12:31	規制庁西内です。衛藤。
1:12:35	結論から言うと、
1:12:38	さっき辻川さんとちょっと話をした内容を踏まえればですね、特段、別に各課室長の記載のままでいいという理解をされていて、それはちょっと若干繰り返になりますけど、
1:12:51	あくまで十八条シリーズっていうのは、PDCAをしっかり回すっていうことを、ルールメイキングしている所、それが目的で書いてる場であると。
1:13:00	で、さっき私の方からちょっと言ったような職務内容の明確化っていうのは基本的には5条でしっかりしているものである。
1:13:07	なので18条シリーズのPDCAの行為者の主体者っていうのは、五条の100役割分担に基づいて実施するものであるもので、基本的には各課必要という形で一般的な行為者として規定をしている。
1:13:19	ものと、というような理解をしたので、
1:13:22	そういう理解であれば、拡張のまま、
1:13:25	ですよっていうだけかなとちょっとまず理解をしました。
1:13:28	まず、こういう理解、こういう説明をしたかったという理解でいいですか。
1:13:34	アンリュウツジカワでございます西内さんまとめていただいて、すみませんありがとうございますそういう理解です。
1:13:41	その上で、やはり
1:13:44	ちゃんとその5条で規定してる職務内容に基づいて当直長がここは該当し得る、或いはしないといった整理をちょっと確認を
1:13:55	する必要があるんでそういう、そう理解しておけばよろしいでしょうか。規制庁西内ですその理解で結構で今まさにちょっと話した部分なのでちょっと具体的な例示として、我々もちゃんと、
1:14:06	どういう職務があるのかを把握しておきたいという観点でその事実確認は追加でお願いしたいというものです。なので、
1:14:12	今言ったような整理を、まず1枚の多分アウトプットとしてまとめてもらって、具体的な例示として、東条課長こういう業務やりますっていうのを上げてもらえればいいのかと思いますけど、何か今の話はイメージなってますかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:27	3000 ツジカワでございますかなりクリアになりましてありがとうございます。0 規制庁ニシウチ水添だけですけど、その上で、
1:14:36	別にあれなんですよ。18 条で明確にしてもいいと思うんですよ、各課室長を。
1:14:42	でもそうするとあれですねかなり煩雑になるんですよ。
1:14:45	いろんな課長がいろんなところで登場して変わってくるので、多分具体的な特定が、結構、
1:14:53	ムズムズか難しいというか何か煩雑になってきて、逆に保安規定として読みにくく使いにくいものになるとかそういう考えもあるって思えばいいですかね。
1:15:02	結局保安規定で事業者が使いやすいようにっていうのがまず念頭にはあると思うんですよ保安活動、事業者が保安活動する一番上のものなので、
1:15:10	と思ってるんですがそういう考えもあると思えばいいですかねそういう、あまりそういうところはないですか。
1:15:15	いえ、そういった点もあろうかと思っておりますし
1:15:21	具体化して、万一その五条、ちょっとあるかわからないですけど五条が変わらないんだけどその具体化してしまった行為者が実はちょっとか今後変わりますそれでまたあの方が、変更認可が必要だと思います。
1:15:35	話にも、
1:15:36	繋がりがねないのかなとちょっと危惧しているところはあります。いずれにしましても、
1:15:45	先ほどおっしゃっていただいたような理解もとの各課室長という定義なので、今回見直すところっていうのはあえてそれを限定しているところで我々考えたいということでございます。以上です。
1:15:58	規制庁西内です。基本的には理解をできたので、ちょっと資料、
1:16:04	に落としてアウトプットをもらってもいいですか。もし何かあればちょっとまたその部分確認はしたいと思いますけど、基本的には今の説明で了解は理解はできました。よろしく申し上げます。
1:16:17	承知いたしました。
1:16:30	原子炉規制庁 島山です。では、ちょっと次の質問、事実確認に移りたいと思います。
1:16:37	こちらの申請書側へのちょっと確認でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:41	申請上の方ですねと、当初申請のところに変更の理由をつけていただいているかと思います。で、
1:16:48	このうち、大井富井は、
1:16:51	大和高浜で、
1:16:53	ですかね。そ、
1:16:55	職務分担の見直しに関する変更というものがあって、
1:16:58	それぞれ同じような記載として、SA及びDBそれぞれの総括業務の職務分担の見直しを目的に変更しますということが書かれているかと思いますので、
1:17:09	美浜については、SMデービーもですね、変更がある旨は理解をしつつ、
1:17:15	大飯と高浜においては、
1:17:21	モリモトSAの業務は、
1:17:23	安全防災室長にあってその変更はかけていないかと思っているんですけども、
1:17:29	変更の理由の記載の意図をちょっと確認をしたいと思います。これは、
1:17:36	実際そのSAの業務って何か見直しは何を行われたんでしょうか。
1:17:45	関西電力の細野です。
1:17:47	今回美浜高浜大飯、3サイトに対して、衛星及びTVそれぞれの総括業務等と、
1:17:57	いうところに対して職務分担の見直しを行いました。
1:18:02	その結果として、高浜大井に関しては、DBの総括業務が保全に移りました。
1:18:12	従ってその関連からこの申請書の理由としては、是正及びデービスそれぞれの総括業務等の職務分担の見直しと記載している状況です。また、
1:18:23	添付3の枠組みの中ででもですね、
1:18:28	一部、安全防災室長から保全計画課長に移っているものもありますので、その観点からも、この申請書の理由、SA及びBそれぞれ総括業務との職務分担の見直しと、
1:18:40	いうように記載している状況でございます。回答としては以上になります。
1:18:49	規制庁ハタケヤマです。今お話いただいた総括業務等の頭のところで、今お話のあったような、五条の規制の変更伴わないものの、一部のその江藤、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:02	業務の一環ですかね。
1:19:04	が発生し得る部分も含んでいて、今で言うと多分、大津波警報の辺り、
1:19:11	津波の辺りですかね。
1:19:13	そのあたりの業務の役割分担を、
1:19:18	記載する目的でDBをと、SAを書いていると理解すればよろしいですか。ちょっとこれ事実確認です。
1:19:27	浅井電力の細野です。ありがとうございますその通りでございます。
1:19:36	原子炉規制庁竹山です。記載の意図を承知しました。
1:19:41	本件に関してそれ以上のコメントはありません事実確認のみです。
1:19:46	都築続いていきたいと思います。
1:19:49	衛藤土木建築工事グループ課長のお話をちょっと。
1:19:53	できます。
1:19:54	今回廃止します土木建築工事グループ課長ですけども、この中の職務に、
1:20:04	高経年化対策の推進というものが、いっぺん側に書いてあるのと、廃措置工事。
1:20:10	というのが、第2編のうち書かれていてこれが所長の指定したものとして指定されておりますけども、
1:20:15	この高経年化と廃止措置工事。
1:20:18	うん。
1:20:19	該当する土木建築工事グループの課長の業務ってのはこれまであったかどうかのちょっとご説明をいただきたいと思いますんで、
1:20:26	江藤あった場合、どの課に移管されるのかちょっとご説明をあわせてお願いしますで。
1:20:33	なければ、
1:20:35	移管するもの、ものがないということでお答えいただければと思ってます。
1:20:53	調整電力の細野です。
1:20:57	すいませんちょっと、
1:20:58	今ここで高経年化対策及び廃止措置の業務実際にあつたかというところはちょっと明確に言えない状況なんですけれども、
1:21:08	仮にあつた場合でも、土木建築課と原課の方に移管されますし、なかった場合はもちろん、移管はないと、そういう整理になってます。
1:21:20	回答としては以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:25	原子炉規制庁田嶋です。すぐ回答できない旨承知しました後日資料でまとめて回答いただければそれで結構でございます。ただちょっと今ご説明いただいた中で、1点だけ懸念を伝えておきますと、
1:21:38	移管先であります土木建築課長のところにはですね、
1:21:42	現在のところ、
1:21:45	今の保安規定の記載上だと、高経年化対策の推進であったり、
1:21:49	廃止措置は、
1:21:52	ください。
1:21:53	とても高経年化対策に関しては、
1:21:56	都道建築工事、
1:21:59	に関する、
1:22:00	土木建築課長の職務内容としては定義されていないものと認識しておりますので、
1:22:07	移管先としては同建築課長の方に行かないと思います。ですのでそこが、
1:22:14	もし業務があるのであれば、どこに移管されるのかという、その移管先の、
1:22:21	職務内容というのはいかなるようになるのかということはちょっと明確に、
1:22:25	資料中で起こしていただければと思ってます。
1:22:29	以上になります。
1:22:33	関西電力辻川でございます今の畠山さんの指摘の趣旨は承知しました。で、コウゲ人対策の推進の
1:22:44	職務上の記載なんですけれども、我々土木建築課の方に、
1:22:53	あった場合はですね、移管するという事で、これちょっと職務上どういう整理かと、申し上げますと、土木建築課長の5条の職務の中に、
1:23:06	とですね。
1:23:08	保守修理と。
1:23:09	いうものが、
1:23:11	書いてございます。で、これ、我々、従前から、この整理なんですけれども、この保守修理というもののの中に、高経年対策の推進というものが内包されていると。このように、
1:23:27	整理をしておりますので、これにつきましてはですねこの土木建築工事グループを初め、何々工事グループと、機械と電気があるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:38	ここの課長の職務に徳田氏で高経年対策の推進というものを記載しておりましたこれちょっとなぜかといいますと当社の
1:23:50	平成 16 年の美浜 3 号機の事故の反省を受けてですねこの電気工事機械工事グループを設置したという経緯もございまして、そのときにですね、高経年対策の強化を図っていくことを明確化するためにですね、
1:24:03	業務分掌にこの高経年対策の推進というものを特出しで記載をさせていただいたという、ちょっとこういった経緯もございまして、それを受けて土木建築、工事グループ課長にも書いていたと。
1:24:17	で、他の土木建築課はじめ、
1:24:21	原子炉ご紹介された部署だけそこには入ってないんですけれどもそこは保守修理の中に、この高経年対策も含んで衛藤を実際に利用していると。
1:24:32	従前からすいませんちょっとこのような整理をさせていただいているというところで、土木建築課への移管を考えておるところでございます。
1:24:42	すいませんちょっと長くなりましたけど以上です。
1:25:24	原子炉規制庁島山です。今のご説明、
1:25:28	当省実質、今聞いている限りだと土木建築工事グループ課長の方が明確に書いていて、それが、
1:25:37	土木建築関係だともう見えなくなるというのが、今回だと思うんですけども。
1:25:42	であれば土木建築課長のところに、
1:25:46	高経年化対策の推進の話を、
1:25:50	記載するのも、
1:25:53	であれば、今ご説明した趣旨が明確になるかと思うんですけども、今など、
1:25:59	書き分けがされていないかなと思って、
1:26:03	少なくとも藤建築工事課長。
1:26:06	変更後は、多分五条では読めないっていう、ちょっと懸念はあります。それらも含めてまた資料に、まず起こしていただいて、
1:26:14	関西電力としてのご回答いただければ、
1:26:18	と思ってます。
1:26:24	はい。審議いたしました。
1:26:35	議事録、あと 1 点になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:40	12 時過ぎちゃうかも可能性ありますけどもちょっと申し訳ございません。ちょっと。
1:26:46	ほど 10 分ほどおつき合いいただければと思います。
1:26:49	衛藤。
1:26:50	最後保全計画の業務。
1:26:52	についてちょっと確認をしたいと思いますんで、
1:26:55	コガ保全計画の所管業務に
1:26:59	原子炉施設の保守修理の総括のほか、
1:27:02	DB関連の業務の総括を追加していて、
1:27:06	ある種、
1:27:08	業務が一つの課長に集中しているように、2 受けられるんですけども、
1:27:14	ちょっとまず事実関係として低角にしますが、
1:27:18	保全計画課長ですかね。
1:27:21	この課長は、今回業務追加されることによって課長が増える。
1:27:27	どう、保全計画課長が見舞い体制になるであったり、
1:27:34	或いは組織の増員があるといった形でどのような何か組織改正の実態があるのかちょっと後、
1:27:43	ご説明いただけますでしょうか。
1:27:46	関西電力の乾です。まず事実関係として保全計画課長の増員といったものは夏にですね、役職の体制については、江藤。
1:27:59	基本的にはですね例えば高浜と大井であればですね、もともと安全防災室にありました。デービー係というものを、
1:28:11	係長という管理職含めて、その要員体制も現行規模を維持したまま、保全計画課長の配下に移管すると。
1:28:22	いうことになりますので、係長以下ということになりますと、係丸ごとが増員、その分、保全計画課長は、1 人から変更はなし。
1:28:33	というのが、大井高間の例で申し上げますとそのドイそのような組織の改正となっております。
1:28:40	以上です。
1:28:44	原子炉規制庁竹山です。今回の組織改正後の保全計画課のその要員数、要因としては、まず、
1:28:51	もともとDBの担当だったものが移管されるものとして理解をしましたので、
1:28:57	ホソノ保全計画課長自身は 1 名だということでしたので、かなりのマネジメントを行うにあたってその例えばその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:06	保全計画課長がどういうふうな技量を持ってなきゃいけないとか、知識を持ってなきゃいけないという範囲でいうと、広がるかと思えますけども、
1:29:15	そういったものは実効性の観点として、保全計画課だったら、
1:29:22	どのように保全計画の
1:29:24	課長としての技量だったり、知識を掴んでいくのかっていうそのところの実効性をご説明いただきたいと思えます。
1:29:33	関西電力の乾です。
1:29:36	まず、今回なぜ保全に移すかということにつきましては、これまでのヒアリングでもご説明をさせていただきました通り、現行の業務である保守修理総括に関する業務等、
1:29:50	それから、デービー関連の業務についてですね、やはり関連性があるということから、二つを合わせることでですね、効率的なマネジメントができる。
1:30:03	という判断のもと、今回の組織改正案というのを考えたというところがございます。
1:30:10	関連性があるというふうに申しましたけれども、保全計画課長につきましては、保守、それから修理の総括ということで、例えば補修の経験なり、そういう担当者の業務経験、
1:30:26	係長などそれぞれのキャリアパスの中でですね、保守修理の総括に必要な力量を有しているというものについて、
1:30:36	保全計画課長に登用するというこれは人事的な選択ということになりますけれども、首都高を十分配慮してですね、必要な力量を有するということで人事的な措置で配置をしていると。
1:30:51	ということでございます。
1:30:53	少しちょっと補足をさせていただきますと、今回見直しをいたしますのは例えば大井高浜で申し上げますとですね、約10年ほど前に、震災が起りまして、
1:31:07	震災の対応でですね当時非常にピークを迎えていた時期というのがございました。
1:31:15	当然新規規制基準によりまして、SAだけではなく、デザインベース設計基準の業務についてもですね、
1:31:25	規制の要求というのが強化されたというところがございます。
1:31:29	やはり10年ほど前、特に震災が起きた直後については、まだ規制の要求も国で議論がされている状況の中、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:40	非常にある意味ですね、要求もまだ明確になっていない中でですね、
1:31:46	日々、少し特装車状態が続いていたという状況でございましたけれども、
1:31:54	この約十年間の過程の中でですね、美浜発電所や大飯発電所ともに、我々は安全対策工事も終了をしております、
1:32:05	それから、特重工事についてもですね、もう終盤を迎えているという状況の中でですね、23年3月の新規制震災以降、この新規制基準の対応というのが、
1:32:18	一連業務がピークを付して形状状態に近づきつつあるという、そういう環境変化というのが大きく、考慮すべき事項としてございます。
1:32:30	このような状況を念頭に置きましたときに、我々、組織改正計画の立案におきましては、昨年来から、原子力発電所、これは美浜大飯、高浜を含めてですけれども、
1:32:43	各発電所の所長、幹部、それから関係する価値を含めまして、
1:32:49	日々の業務運営状況についてですね。
1:32:53	丁寧に複数回のヒアリングを実施をしております。
1:32:57	組織改正案については、原子力事業本部からですね、現場第一線に意見を聞き取りながら、底面丁寧にですね、コミュニケーションを積み重ねて、
1:33:08	その成立性というのを検証してきたというところでございます。
1:33:14	今回の組織改正では、今ご指摘いただいた通り、管理地盤が広がるという部分も一部ございますけれども、
1:33:21	管理職の業務というのは基本的には実務者の実務管理ということでございまして、
1:33:26	今回追加される業務については現状の業務との関連性というのを念頭に置く、効率的な実効的なやり方をするために、業務を移管すると。
1:33:38	ということでございますので、管理職としてのですね、業務遂行に支障をきたすというものではないと。
1:33:46	ということで実効性はあると考えてございます。
1:33:50	ただ、組織改正後につきましても、当然、必要な聞き取り等を行うことで、実効性、効果の確認は、我々としてしっかり責任を持ってやっていきたいと思っておりますし、
1:34:04	継続的な改善ということで、今回の組織改正の結果というのが必ずしも最終形ではなくですね、必要ならば、またこれが今後、組織体制というのをやっていくか、その時々を環境を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	しっかり反映して、安全性を確保できる組織にしていくという点では、これは何ら変わりがないというところでございます。以上をまとめまして、今回の組織改正については、
1:34:28	実効性を担保できるということでございます。
1:34:31	以上でございます。
1:34:38	規制庁西内ですけど、大変丁寧な説明をありがとうございます。
1:34:45	衛藤。
1:34:46	ちょっとまず、
1:34:48	資料には、考え方はちょっと起こして欲しいなどは思ってますで、その中でちょっと今聞いてて思っ気になったのがですね、
1:34:57	いわゆる今、
1:34:59	幾つかあるんですけど、まず1点目は今まで、
1:35:03	原子炉施設の設備補設備の保守補修管理ってところを保守保全計画やってました。関連性が深いので今後はDBの総括全般やり回す話なんですけど、
1:35:16	確かに設備の補修管理だ設備マターに関しては関連性すごい深いと思うんですよね。一方で、DBの総括業務って設備マターだけかっていうと、人員の配置とか手順とか、
1:35:30	そういった概念まさにソフト側ですよ。そういう観点もあるとは思いますが、その関連性についてまずどう思ってるのかっていうのが一つ。それも今後の審査資料に起こしてもらった時にその観点でも説明していただければ、今日、回答はいただかなくても結構ですっていう観点が一つ。
1:35:48	もう一つは、先ほど説明の中ここ10、10年くらいの動きとして、新基準対応として、まさに保全計画かっていうのが、
1:36:01	設備マターの話が大変多いので、増設、改造とかが多いので、そういう意味では、まさにここ10年の新基準対応の中で、保全計画化っていうのが発電所の今までの歴史の中でのピークを迎えていました。
1:36:16	ただ、その部分が徐々にもう定常業務とか定常運転の方に移ってきているので、
1:36:24	そこら辺を見直しましたっていうそういう理解でよかったかっていうのが2点目そこは確認だけですねそこも明確にしてもらえればいいのかと思います。あと説明にあたっての3点目ですけど、
1:36:35	最初に畠山の宿のやりとりの中でもあった、要は人の割り当てですよ。結局今、保全計画課でやっている業務を実施する要員がいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:45	その要員が何か追加でやんなきゃいけないような状況になるわけではないとさっきの説明を聞いて理解をしたのでそこら辺がわかるように審査資料に落としてもらえばいいのかなと。
1:36:55	ちょっと話を聞いてて思ったのがその3点は、整理した上で、審査資料にその保全計画カーの実効性的な部分をちゃんと落としてもらえればいかなとは思いましたが、まずお願いしてもいいですか。
1:37:08	はい。関西電力の乾です西内さんのご指摘承りましたありがとうございます。1個だけ確認しておきたかったのが、やっぱり保全計画課の業務、要は浜磯が繁忙さっているんですかね、ちょっと集中度合い。
1:37:23	ていうのはやっぱりここ10年がピークなんですかね、気になってたのはその前の定常運転の時にもう、
1:37:31	結局、定常状態になると、やっぱり設備の保守管理っていうのが、結局大部分になってくるのかなって気もちょっとしましたけど。
1:37:39	そういう意味では保全計画課の業務度合いっていうの業務の集中度合いっていうのやっぱりここ10年の新基準対応のところはピークだったっていうお考えですかね。
1:37:50	はい関西電力の乾です。
1:37:53	基本的なご指摘の通りだと思います。で、経常状態になったときには保全計画、保守修理の総括ということでございますので、
1:38:05	実際には定検の工事をやっているのは各保修課ということになります。
1:38:12	で、やはりこの十年間当然その新規性基準の対応工事というのをしようと思えますと、工事を実施する前にですね、いろんな発電所の中の各種調整であったり、
1:38:26	それから役割分担を決めたりとかですね、こちらの審査への対応も含めて、そういうことに行って、そういうリソースというのが必要であったというところはある、ありますし、それは、
1:38:40	今後も、例えばバックフィットとか、もちろんそれによる自主的安全性向上を進めていく上です、必要なリソースは当然されていくこととなりますけれども、
1:38:51	基本的には今おっしゃっていただいた通り、震災直後のピークを念頭に置けば、定常状態というのが、もうほぼ近づきつつあるという状況にあるというふうに考えてございます。
1:39:04	以上でございます。
1:39:06	規制庁西内です了解しました。少々お待ちください。
1:39:55	規制庁の関です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:57	今の件ですけど一応おっしゃられることはわかった。
1:40:02	たんですけど、
1:40:04	レビューをした、事業本部がちゃんとレビューをしたとか、そういうお話をちょっと綺麗にずっとおっしゃってたんで、
1:40:16	やはりちょっと今回決めるにあたって、このポストについて
1:40:24	最終的にそのレビューの結果、
1:40:27	結果どういうふうな判断をされたのかっていうところを、結果としてちょっと書いていただくようお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。
1:40:36	どちらかといえばプロセスを踏んだってのはわかるんだけど、その結果として、このポストについてはどう考えたのかというところをちょっと結果として書いていただきたいというところをお願いします
1:40:47	はい。関西電力のイメージです。承知いたしました。
1:40:56	はい。規制庁西内ですすいませんちょっと時間を少しオーバーしましたが、今日こちらから確認したい事項は以上になります。
1:41:04	じゃあ、ちょっと最後に簡単に、今日の
1:41:10	ヒアリングでの確認事項だけちょっと最後に確認したいんですけど、よろしいですか。
1:41:22	承知いたしました。
1:41:24	こちらからいただいたコメント認識しているコメントを読み上げるような形でよろしいでしょうかはい大丈夫です。
1:41:32	項目単位とかでも簡単に簡単に結構ですよ。
1:41:36	一つ目が概要資料のP4 ページ、配送体制のところ、現状、移管するということが文章上、読めないと。
1:41:48	いうところのその資料の追記をすることというところが1点目になります。
1:41:55	2点目が、P42 概要資料P42 のところの、共用設備の分散は完全に分けてますという形で当社の説明してまして。
1:42:09	その共用設備の分担っていうところが下部文書で決めているということ。また、分担の考え方、使用頻度とか、水使用場所とか、
1:42:20	そういう、どういう観点かっていうところも含めてそこを明記すること、こちらが2点目と、理解してます。
1:42:27	3点目が、18条シリーズのところ、各課室長を主語になっているところについて、当直課長当直長が含まれるか否かというところを明確にすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:43	そことそれ、その結果と今 5 条の職務のところの、その関係性というところの説明を資料に追加する。
1:42:52	いうところ。
1:42:55	5 点ありまして残り二つになるんですけれども、4 点目が、土建の廃止に伴い高経年化対策及び廃止措置工事の業務、
1:43:06	というところが移管されるのかについて事実関係を確認して、5 条の職務との整合の観点も踏まえて、説明をするというところ。
1:43:18	最後になりますが今お話ありました保全計画課長のデイリー総括業務移ることによる実効性のところ、ちょっとソフト側の方の幸せ、また震災直後に業務がピークが立っていたと。
1:43:33	いうところまた実務者に新たな数量がないというところで、最後のところで、プロセスというよりも、その結果、
1:43:43	ところを、この県本資料にしっかり確保。
1:43:46	この計五つが資料に反映するという形で、当社、認識しております。認識そご等ございますでしょうか。
1:43:58	規制庁西内です。特にコメントありませんので今日の確認事項に対して、資料の充実化とお願いをできればと思います。
1:44:07	よければ最後事務的にスケジュールの確認だけですけども、今日のヒアリングの確認事項を踏まえて
1:44:15	あれですかね土木建築グループ、4、確認事項の 4 点目ですかね、のうのう工事グループの話は、場合によっては申請自体にもはねる。
1:44:26	のかなと思っていますので、そこら辺で補正の要否もちゃんと検討いただいて、ちょっと補正時期も見据えた服上でスケジュール感を考えていきたいんですけど、今関西電力として考えているスケジュールがあれば、説明いただけますか。
1:44:45	関西電力辻川でございます。
1:44:49	今おっしゃっていただいた土木建築工事グループの補正に入るかもしれないというところにつきましてははですね、我々従前からちょっとこのような考え方でやっておりまして、
1:45:01	過去を提出している資料もございますので、それらもちょっと含めた形で早急に整理して、ご提出させていただきたいと思います。で、その他のコメントにつきましても、
1:45:14	だろう
1:45:15	面白い。
1:45:17	週、来週早々、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:21	ちょっと目途にという、すいませんちょっと。
1:45:24	そのぐらいのスケジュール感で整理をいたしたいと思います。
1:45:42	うん。規制庁西内です。了解しました
1:45:47	土木建築工事グループの話はさっきの話の中で野中徳田氏した趣旨は、概ね理解はできたんですけど、徳田瀬下んであれば、変更の方土木建築課長にも出てくるよねっていう気がしているくらいなのでそこら辺、ちゃんと
1:46:00	整理いただいたものが出てくれば結構かなとは思いますが、
1:46:03	その上で一応我々一通り申請書アルカた見終わっている状況ではありまして、基本的にここら辺の確認が終われば、もう補正いただいて十分な状況かなと思っているので、
1:46:16	ちょっと来週の資料を提出いただいた確認結果ヒアリング状況を踏まえて、ちょっと補正の時期っていうのを見据えて、けんけんと考えていただければかなと思います。具体的には 13 の週、
1:46:27	くらい一の補正になるのかなと思ってますけど。
1:46:32	というような感覚でありますけども、このスケジュール感とか、あと全体として何か関西電力の方からありますでしょうか。
1:46:44	江藤関西電力辻川でございます。
1:46:48	どう、
1:46:51	もし、我々として、準備が整えばですね 13 の週を待たずにですね再補正という形で準備進めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
1:47:03	以上です。規制庁西内ですもちろん早く出していただく分にはそれを止めるものではありませんので、準備を進めていただければと思いますよろしく申し上げます。衛藤。
1:47:13	じゃあ、規制庁側から、全体としてよろしいですか。
1:47:17	はい。関西電力もよろしいですかね。全体として、
1:47:23	事業本部結構でございます。
1:47:26	最後に規制庁のセキですけど、一応、本件、
1:47:32	人書けば 6 月半ばと聞いているので、
1:47:37	今言ったスクール系、ニシウチが具体的に出したところで幾つ。
1:47:44	いくと、そののところにぎりぎりはまるかなどうかというスケジュール感なので、ちょっと最後仕上げとしてはきちんとやっていただくよう、
1:47:53	して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:55	本件早期に解決できるように、対応の方をお願いしたいと思います。私からは以上です。
1:48:02	関西電力の仲でございます。ありがとうございます。今、補正とかもはやく出せれば出したと思っておりますので、審査の方、引き続きよろしくお願いいたします。
1:48:13	ありがとうございます。
1:48:16	はい。規制庁西内です引き続きよろしくお願ひします。では今日のヒアリングがこれまでにしたいと思ひますありがとうございます。
1:48:24	ありがとうございました。
1:48:26	ありがとうございました。
1:48:27	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。